

長野県市長会経済部会 次第

平成 29 年 10 月 18 日（水）

産業労働部関係 13：00～

農政部関係 13：10～

林務部関係 13：55～

県議会増築棟 3 階 第 2 特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

経済部会出席者名簿

平成29年10月18日(水)

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
13:00～13:10 産 業 労 働 部	産業政策監兼部長 創業・サービス産業振興室長	土 屋 智 則 町 田 直 樹
13:10～13:55 農 政 部 (林 務 部)	部 長 農業政策課長 農業技術課長 農地整備課長 鳥獣対策・ジビエ振興室長	北 原 富 裕 中 村 正 人 伊 藤 洋 人 所 弘 志 佐 藤 繁
13:55～14:40 林 務 部	部 長 森林政策課長 森林づくり推進課長	山 崎 明 福 田 雄 一 長谷川 健 一
市長会経済部会		
部会長		東御市長 花 岡 利 夫
		須坂市長 三 木 正 夫
		茅野市長 柳 平 千代一
		塩尻市長 小 口 利 幸
		千曲市長 岡 田 昭 雄
市長会事務局		局 長 市 川 武 二
		次 長 百 瀬 一 典

【 経済部会 】

所属市：東御市・千曲市・須坂市・塩尻市・茅野市

No.	要望事項	提出市	県担当部署	時間	希望市
1	商業灯のLED化・改修等に関する県の支援について	千曲市	創業・サービス産業振興室	10	4 岡谷、茅野、佐久、東御
2	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の弾力的な運用について	千曲市	農業政策課	15	6 松本、大町、飯山、佐久、千曲、安曇野
	農振除外、農地転用等に関する指導・助言について	須坂市	農業政策課		4 須坂、駒ヶ根、塩尻、佐久
3	ため池耐震対策事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充について	上田市	農業政策課	10	4 上田、中野、千曲、東御
4	鳥獣被害防止総合対策交付金の継続及び拡充について	長野市	農業技術課 鳥獣対策・ジビエ振興室	10	6 長野、諏訪、小諸、中野、佐久、安曇野
	鳥獣被害防止総合対策交付金の継続及び拡充について	長野市	農業技術課 鳥獣対策・ジビエ振興室		
5	地籍調査事業における国負担金及び県補助金の予算確保並びに認証事務処理の迅速化について	長野市 伊那市	農地整備課	10	6 長野、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、茅野
6	国の森林環境税（仮称）の早期実現について	上田市	森林政策課	10	4 岡谷、小諸、大町、飯山
7	長野県森林づくり県民税の継続について	飯田市	森林政策課	10	9 長野、岡谷、飯田、須坂、伊那、駒ヶ根、飯山、千曲、東御
8	林地台帳の整備に係る支援について	飯田市	森林政策課	10	6 上田、岡谷、飯田、諏訪、飯山、塩尻
9	松くい虫被害林を健全な里山へ再生する新規事業の創設について	上田市	森林づくり推進課	15	6 松本、上田、須坂、小諸、大町、塩尻
	松くい虫薬剤散布における県と市町村の連携強化について	松本市	森林づくり推進課		9 長野、松本、須坂、伊那、駒ヶ根、塩尻、千曲、東御、安曇野

【経済 1】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新 規 ☒ 再提案 (H27・4・16 第136回総会；大町市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	産業労働部
	☐ その他	名 称	
件名	1 商業灯のLED化・改修等に関する県の支援について		
提案市	千曲市		
提案要旨	まちなかの活性化を推進するなかで、賑わいと安全を創出する商業灯の維持管理が地域の大きな課題となっており、施設更新、LED化改修等の環境整備について、県の財政支援を要望する。		
提案理由	約20年前に県の補助金、市の補助金を主たる財源とし、市内の商店街に商業灯が整備され、その後、当市では、「まちなかのにぎわいと安心・安全」を維持するため、商業灯の施設整備及び電気料に対し市単独で助成等の支援（特に維持費削減の効果が高いLED化は助成率上乘せ）を行ってきた。 商業灯のLED化は「まちなか活力のバロメーター」であり、地域の「明るさ」や「安全」は、既存商業を存続するうえでも必要不可欠な要素である。衰退傾向にある管理団体の負担をできるだけ軽減し、商業灯を維持するためにも、市町村への財政支援を要望する。		
現状及び課題等	・商業灯管理団体数：30団体（うちLED化実施団体数 15団体） ・商業灯LED化率：58.3パーセント ・LED化に対する当市の助成措置：LED化経費の60パーセント以内、上限300万円 ・LED化を伴わない施設整備の助成措置：経費の50パーセント以内、上限300万円 ・撤去の助成措置：経費の50パーセント以内、上限50万円 ・商業灯に対する当市の電気料補助：当該年度の電気料総額の30パーセント補助 ・LED化の推進と併せ施設老朽化による倒壊及び落下の危険性が高まることから施設整備に対する行政支援が必要である。 【実績】千曲市商店街街路灯電気料補助金 H28実績：30件　補助額 1,824,400円 千曲市商工業振興条例（共同施設整備事業 LED照明整備） H28実績：1件　助成額 369,000円		
関係法令			

【經濟 2-1】(7月副市長会、8月総会採択)

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	農林水産省・経済産業省・厚生労働省・国土交通省
	☒ 県	担当部局	農政部
	☐ その他	名称	
件名	2-1 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の弾力的な運用について		
提案市	千曲市		
提案要旨	農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律により従来の農村地域工業等導入促進法が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改められ、導入産業業種が全業種に拡大されたが、国の基本方針や県の基本計画において地域の問題解決に向けた弾力的な運用を要望する。		
提案理由	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律は、近年の農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、導入産業業種が全業種に拡大された経過がある。このことから、地方自治体が抱える地域の実情を解決するため、地方創生の観点から導入産業業種を制限しないことや、農用地であってもやむを得ない場合は産業の導入を認める等、法律の弾力的運用を要望する。		
現況及び課題等	これまで農業と工業等の均衡ある発展を目的とする農村地域工業等導入促進法を活用し、農村への工業等の導入による就業機会の創出が図られた。同法に基づき全国で製造業等約9,000社が操業し、約60万人が雇用されるなど成果が上がっている。 しかし、産業構造や農村をめぐる情勢等は同法制定当時から大きな変化が見られ、現在では多様な業種を導入すること等は、農村地域の活性化に必要である。		
関係法令	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律		

【経済 2-2】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	農政部
	☐ その他	名 称	
件名	２－２　農振除外、農地転用等に関する指導・助言について		
提案市	須坂市		
提案要旨	農振農用地区域内農地は農振除外、農地転用などにおいて厳しく規制をされ、原則農地転用を伴う開発は厳しく規制されているが、新たな雇用の創出を図り、人口減少の抑制につながり、地域の活性化に資する開発事業など市の実情に応じた開発が可能となるよう指導・助言を要望する。		
提案理由	現在、安倍政権のもと、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的に地方創生が推進されており、各自治体は地方版総合戦略を策定し、雇用の創出や、人口減少の抑制、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策等に取り組んでいるところである。 これを推し進めるためには、ソフト的な施策に加え、企業誘致のための産業団地の造成などのハード的な施策も重要となる。 しかし、既存の市街化区域（非線引き都市にあつては用途地域）にはそのような受け皿となる相当規模の未利用地がないことから、農業振興地域の農用地について開発することがやむを得ず必要となる。		
現況及び課題等	農振除外、農地転用は、農地関連法により厳しく規制されており基本的に認められない。		
関係法令	農地法 農業振興地域の整備に関する法律		

【經濟 3】(8月総会採択)

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H27・4・16 第136回総会；上田市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ■ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ■ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	総務省・農林水産省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	3 たため池耐震対策事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充について		
提案市	上田市		
提案要旨	上田市では、国の方針に従い、たため池の耐震性の調査を実施し、「耐震対策が必要」と判定されたたため池の耐震化を進めている。 今年5月の土地改良法の一部改正に伴い、「国又は地方公共団体が自ら耐震化事業を早急に行うため、農業者の負担や同意を求めずに事業を実施する」という方針が示されたが、対象たため池数も多く多額の事業費が想定されるため、地方負担額の確保が喫緊の課題である。 このため、たため池耐震化事業の地方負担額に対する交付税措置率の拡充を要望する。		
提案理由	上田市では52池（うち49池調査済）の耐震調査を行った結果、対策が必要と判定された26池について耐震工事を予定しているが、今までは、地方負担率のうち2.5パーセントは農業者負担としていた。 この度の土地改良法の一部改正を受け、「農業者負担をゼロ」とする方針に転換を図るが、新たに上乘せとなる市の負担額（2.5パーセント相当分）を加えると、市の負担額は5億円を超える見込みであり、財政面で大きな負担となる。		
現状及び課題等	事業費に対する負担率（％） （団体営）国 50、県 23.75、市 23.75→26.25、地元 2.5→0 3池 （県営） 国 55、県 34、市 8.5→11、 地元 2.5→0 23池 交付税措置率 20 パーセント（公共事業等債 充当率 90 パーセント）		
関係法令	・ 土地改良法 ・ 地方交付税法		

【経済 4-1】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	☐ 新規 ■ 再提案 (28・4・21 第138回総会；長野市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	農林水産省
件名	4－1 鳥獣被害防止総合対策交付金の継続及び拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	野生鳥獣の生息域の拡大等により、農林業被害の深刻な状況が続いていることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設及び処理加工施設の整備事業、緊急捕獲活動支援事業等）の平成30年度以降の継続と事業の拡充を要望する。		
提案理由	同要綱による事業を活用した侵入防止柵及び処理加工施設の導入については、場所の選定や地権者同意の地域内調整などに時間を要するため、平成30年度以降も事業を継続することを求めるとともに、事業費に対する財源措置の更なる充実を求める。 また、緊急捕獲活動支援事業についても、生息域の拡大等による生息頭数の増加に伴い、農業被害は大変深刻な状況であり、継続した捕獲活動とともに、捕獲意欲を高めていくため補助単価の増額を求める。		
現況及び課題等	生息域の拡大等により、イノシシ及びニホンジカの捕獲頭数が増加しており、特に増加の著しいニホンジカによる果樹被害が深刻な状況である。 本市においては、平成23年度から国の交付金を活用した防護柵等の設置を実施しており、現在、若穂地区において集中的に整備を進め(25～28年度の若穂地区整備距離10.85キロメートル)、29年度以降も順次整備を予定しているが、全国的な要望量増加により割当内示額が少ないため、複数年計画に変更せざるを得ない状況を危惧している。 また、捕獲補助については、捕獲頭数の増加等により猟友会員の負担が増加している状況であり、食肉等への有効活用を図るための処理加工施設の建設については、地域内調整や設計・建設に時間を要する。 さらに、解体処理施設の建設に係る国の交付金の補助率は2分の1以内であるが、十分な措置がなければ財源の確保が難しい。		
法令関係	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱		

【經濟 4-2】(7月副市長会、8月総会採択)

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H29・4・20 第140回総会；長野市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	農林水産省
件名	4－2 鳥獣被害防止総合対策交付金の継続及び拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	野生鳥獣の生息域の拡大等により、農林業被害は深刻な状況が続いていることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止施設及び処理加工施設の整備事業、緊急捕獲活動支援事業等）の、平成30年度以降の継続と事業の拡充を要望する。		
提案理由	同要綱による事業を活用した侵入防止柵及びジビエ処理加工施設の導入について、平成30年度以降も事業を継続することを求めるとともに、事業費に対する財源措置の更なる充実を求める。 また、緊急捕獲活動支援事業についても、生息域の拡大等による個体数の増加に伴い、農業被害は非常に深刻であり、継続した捕獲活動とともに捕獲意欲を高めていくため、事業の継続と補助単価の増額を求める。		
現況及び課題等	イノシシ及びニホンジカの捕獲頭数は増加しているものの、生息数の増加が著しいニホンジカによる果樹被害や、捕獲の難しいカラスの被害に減少傾向が見られない。 本市においては、平成23年度から国の交付金を活用した防護柵等の設置を実施しており、現在、若穂地区において集中的に整備（平成25～28年度の総整備距離 10.85キロメートル）を進め、平成29年度以降も順次整備を計画しているが、本地区に限っても約24キロメートルが未整備の状況であり、早期の完成が望まれている。 また、ニホンジカ等の食肉への活用に向けた処理加工施設の整備については、高度な衛生管理システム等に高額な整備費が見込まれるうえ、良質なジビエ肉の搬送には移動式解体処理車の導入等が必要であることから、事業費に対する交付金の十分な措置がなければ財源の確保が難しい。 さらに、捕獲補助を充実し、新たな若年層の猟友会員の参加を促す必要がある。		
法令関係	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱		

【経済 5】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☒ 県	担当部局	農政部
	☐ その他	名 称	
件名	5 地籍調査事業における国負担金及び県補助金の予算確保並びに認証事務処理の迅速化について		
提案市	長野市、伊那市		
提案要旨	地籍調査事業における国の地籍調査費負担金及び県の国土調査事業補助金の交付額は、近年、市の要望額を大幅に下回る状況が続いている。 地籍調査事業のより一層の促進を図るため、国、県においても十分な予算を確保するとともに、迅速な認証事務処理を行うよう要望する。		
提案理由	地籍調査事業の成果は、土地取引の円滑化や災害復旧の迅速化等に極めて重要な役割を担っている。 地籍調査事業を実施するためには、多額の財政負担と膨大な事務処理を強いられるが、地籍調査事業に対する国・県の負担金等が、市町村からの要望額に対して十分な交付額となっていない。また、認証後、土地の面積が確定することにより固定資産税等の財源が確保されるが、認証者の事務手続きに時間を要しているため、認証取得の遅れが続いている。		
現況及び課題等	平成 27 年度末の長野県の地籍調査進捗率は 38 パーセントと、全国平均の 51 パーセントと比べて低く、19 市平均では 28.6 パーセントと更に低い状況にある。 長野市の進捗率も 18.4 パーセントに留まっており、現在、第 6 次国土調査事業十箇年計画に合わせて作成した実施計画に基づき地籍調査事業を推進しているが、事業にかかる国負担金及び県補助金が要望額に対して減額交付される状況にあり、十箇年計画における目標面積に対する達成率は 32.8 パーセント（6 年経過時）となっている。 ※長野市の当該負担金等の要望額に対する充当率 平成 28 年度 47 パーセント （平成 27 年度 68 パーセント） （本来の負担割合：国 2 分の 1、都道府県 4 分の 1、市町村 4 分の 1） また、認証申請は、県より毎月、実施市町村からの申請書類を一括して国へ審査依頼するも、審査にかなりの時間を要しており、審査が終了するまで、国は次回分の審査の受入れをしていない。		
法令関係	国土調査法、国土調査促進措置法、地籍調査費負担金交付要綱 長野県国土調査事業補助金交付要綱		

【経済 6】（8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省・林野庁
件名	6 国の森林環境税（仮称）の早期実現について		
提案市	上田市		
要 提 旨 案	市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税の早期実現を要望する。		
提案理由	森林環境税は、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とするもので、平成30年度税制改正において結論を得るとされている。 国土の7割を占める森林は、林業の低迷や不在村所有者の増加等により荒廃が進んでいる。このことは、上流域のみならず、台風・大雨による水害や夏季の渇水など、下流域にも大きな影響を及ぼす喫緊の課題となっている。 現在、長野県を含む37府県が独自課税（森林税）を導入しているが、使途のすみ分けを明確にした上で、広く国民に理解の得られる制度とした森林環境税の早期実現が必要と考える。		
現況及び課題等	・当市の森林面積約3万9千ヘクタールのうち、約70パーセントは民有林が占めているが、木材価格の低迷、境界の不明確化、不在村所有者の増加等により手入れの行き届かない森林が増加している。 ・土砂災害防止などの森林の持つ多面的機能を発揮させるため、間伐が必要とされる森林においても、経営意欲の低迷等により整備が遅れており、森林整備計画に掲げられている間伐目標面積を達成するのは困難である。 ・毎年、森林を手放したい意向の所有者から寄付の申し出が20件前後寄せられているが、維持管理費用の負担増から寄付は受け入れていない現状であり、放置森林の増加が懸念される。 ・松くい虫被害対策として、民有林整備（樹種転換事業等）を推進しているが、不在村所有者と連絡がとれず事業が進捗しない現状がある。 ・当市では、平成29年度から市町村が主体となった森林整備を進めるための支援策として「地域林政アドバイザー」制度を活用して嘱託職員1名を雇用し、職員の体質強化を進めている。		
法令関係			

【経済 7】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	林務部
	☐ その他	名 称	
件名	7 長野県森林づくり県民税の継続について		
提案市	飯田市		
提案要旨	長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）については、市町村における森林づくりが促進されるよう、柔軟かつ効果的な活用を検討するとともに、継続することを要望する。		
提案理由	平成 20 年度に導入された森林税は、税額・税率は変更せず、用途を一部見直した上で、課税期間が平成 29 年度まで延長されているところである。 みんなで支える森林づくり県民会議が開催され、委員等の意見聴取を行っているとのことであるが、森林づくり県民税活用事業の実績が、当初の目標を達成できていないことなどを理由に、森林税の継続を問題視する意見もあると聴く。 いずれの市においても、高齢級の森林が増えており、搬出間伐をはじめ、引き続き、継続的な森林づくりが必要な状況にある。また、森林の多面的機能を発揮するためには、多様な主体による森林づくりを推進し、木材利用に関する全県的な啓発活動が求められる。 こうしたことから、社会全体の共通の財産である森林を守り育て、活用ができるよう、森林税による環境づくりが必要不可欠と思われる。		
現況及び課題等	・森林税を活用した事業は、県民はもとより市町村や林業事業体等にとっても重要な財源となっている。 ・飯田市では、森林づくり推進支援金事業を活用しているほか、地域の里山整備については、森林組合が中心となって森林税を活用したみんなで支える里山整備事業が実施されている。（森林づくり推進支援金事業：集落周辺の森林整備、竹林整備の支援、いいだ森林学校による森林ボランティアの養成、新生児用スプーン製作による木育活動の推進） ・各市町村の課題解決につながる森林税事業の継続実施とともに、みんなで支える森林づくり県民会議や市町村等からの意見・要望等を踏まえ、柔軟かつ効果的な森林税の活用となるよう検討をお願いしたい。		
法令関係	森林法、長野県森林づくり県民税条例		

【経済 8】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	林野庁 林務部
件名	8 林地台帳の整備に係る支援について		
提案市	飯田市		
要 提 旨 案	林地台帳整備を円滑に推進するため、市町村に対する国及び県の財政支援を要望する。		
提案理由	森林の不在村所有者の全国的な増加を受け、市町村における林地台帳整備が法制化された。新たな事務を一律に市町村に義務付ける制度改正のため、都道府県が市町村の保有する情報や意向等を把握し、整備方針案を作成することになっている。 林地台帳の整備は、森林管理の基礎となるデータベースの作成であり、台帳の一部を公表することで、森林組合や林業事業体による施業集約が促進され、適正に森林整備が行われることを目的としている。 平成 31 年度には運用が開始されるが、林地台帳の整備と運用については相当な経費負担が発生することから、市町村の不安を払拭できるよう、国において十分な財政支援策を講じていただきたい。 また、長野県においても「県による整備及び運営方針」に基づいた市町村の取り組みを円滑に進めるために、重点的な森林づくり県民税活用事業と位置付け、財政支援策を講じていただきたい。		
現況及び課題等	・これまで市町村においては行財政改革を進めており、限られた財源と人材の中で林地台帳の整備と運用業務は、大きな負担になることが懸念される。特に運用上の公表については、住民サービス上のトラブルが発生する可能性もあり、窓口対応に不安を抱かざるを得ない。 ・林地台帳の公表に向けた体制づくりについては、県で開発した林地台帳管理システム又は林野庁で開発予定の簡易な林地台帳管理プログラムを想定していると聞が、これらのシステムの導入については、各市町村において、新たに専用のハードウェアが必要となる。 ・林野庁の補助金である「市町村森林所有者情報活用推進事業」を活用する市町村にあっては、国の補助残の負担が発生する。さらには、後年度において、システムの更新に係る経費も想定される。 ・林地台帳の整備にあたっては、いずれの市町村においても新たな人的 負担、財政的負担が発生するため大きな課題となっている。		
法令 関係	森林法		

【経済 9-1】(1月副市長会、4月総会採択)

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	林務部
	☐ その他	名 称	
件名	9－1 松くい虫被害林を健全な里山へ再生する新規事業の創設について		
提案市	上田市		
提案要旨	松くい虫被害林に放置されている枯損木を処理し、広葉樹林化を進め、健全な里山への再生を図るとともに、処理する枯損木を木質バイオマスとして再利用できるよう新規事業の創設を要望する。		
提案理由	当市はアカマツ林が多く、市内全域に連担していることから、上小地域では最大の松くい虫被害地となっており、激害化したアカマツ林が増え、山林内には立ち枯れした枯損木が放置されている。 この状況は、水源涵養や土砂流出防備などの森林の持つ多面的機能を低下させるばかりでなく、里山としての景観も損なわれている現状である。 この枯損木を林地内から除去し、広葉樹などの健全な里山に再生し、併せて、枯損木を木質バイオマスとして再利用できるような新規事業の創設を要望する。		
現況及び課題等	・既に枯損木となったアカマツの伐採等については、補助事業が適用できない。 ・枯損木のバイオマス利用推進を図りたいが、伐倒・搬出等の費用がかさむため、激害地の森林整備が進まない状況である。		
関係法令	森林法 森林病虫害防除法		

【経済 9－2】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☒ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 林務部 ☐ その他 名 称		
件名	9－2 松くい虫薬剤散布における県と市町村の連携強化について		
提案市	松本市		
提案要旨	松くい虫防除のための薬剤散布については、当市では、県が示した「長野県防除実施基準」に基づき、平成25年度から、「無人ヘリ」による薬剤散布を実施しており、一定の成果をあげている。 実施に当たっては、散布地域の合意形成は得られたが、薬剤の安全性について一部市民から理解が得られず、薬剤散布の中止を求める仮処分の申立てが行われ、本年度新規実施地域の薬剤散布の延期を余儀なくされている。 薬剤の安全性について知見を有し、かつ、防除基準を定めている県において、特に使用薬剤の安全性の周知などについて、実施市町村と一体となって取り組まれるよう要望する。		
提案理由	当市では平成25年度から、四賀地区において無人ヘリによる薬剤散布を実施してきた。今年度新たに、本郷、里山辺地区において20ヘクタールの散布を実施しようとしたところ、住民団体から反対運動が起こり、薬剤散布を中止するよう、仮処分の申立てが行われた。このため、薬剤散布業者から、散布できないとの申し出があったところである。仮処分の申立てでは、使用薬剤の安全性と実施手順が争点となっている。ついては、今まで以上に知見ある県との連携強化が必要となっており、きめ細かな具体的指導をお願いしたい。なお、仮処分の申立ては、現在、取り下げられ、新たに民事訴訟事件として提起されている。		
現況及び課題等	(1) 長野県内の平成29年度松くい虫薬剤散布計画 ア 特別防除（有人ヘリ） 8市町村で実施 イ 無人ヘリ散布 4市町で実施（松本市を含む） ウ 地上散布 12市町村で実施 (2) 6月30日に民事訴訟事件として提起される。 (3) 7月7日に仮処分に係る取下書が提出される。		
関係法令	長野県防除実施基準		